

公 告

公告第22号
令和3年7月8日

分任契約担当官
陸上自衛隊対馬駐屯地
第436会計隊長 林 秀樹

下記のとおり、一般競争入札を行います。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 : 金券類(有効期限切れ)ほか(内訳書の通り)
- (2) 引渡場所 : 陸上自衛隊対馬駐屯地
- (3) 引取(引渡)期限 : 代金納付の日から5日以内(令和3年8月31日までに引取)
- (4) 代金納付期限 : 令和3年8月31日

2 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和01・02・03(平成31・32・33)年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の買受け」の「D」等級以上を有するもの。また、契約担当官等から指名停止の処分を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 3項の入札及び契約心得を確認のうえ、暴力団排除に関する事項に誓約した業者とする。なお、誓約に関しては入札書提出をもって誓約事項に誓約したものとする。

3 契約条項・入札心得を示す場所

陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊事務室、西部方面隊ホームページ

4 入札の執行場所及び日時

- (1) 場 所 : 陸上自衛隊対馬駐屯地 幹部食堂
- (2) 日 時 : 令和3年7月26日(月) 14時00分

5 保証金に関する事項

(1) 入札保証金：免除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免除

ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 郵便入札

可とする。

8 入札の無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの。

(3) 入札者が誓約した「誓約事項」に虚偽があった場合、又は誓約に反する事態が生じた場合

(4) その他、入札に関する条件に違反した入札

(5) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

(6) 郵便入札については令和3年7月21日（水）12時00分までに到着しなかった者の入札

9 契約書作成の要否

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

10 落札決定方法

(1) 総額が予定価格以上の最高額入札者を落札者とする。

(2) 予定価格以上の同額の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。

11 公告の掲示場所

陸上自衛隊対馬駐屯地第436会計隊掲示板、対馬市役所、西部方面隊ホームページ

（アドレス<https://www.mod.go.jp/gsd/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm>）

1 2 その他

- (1) 代理人をもって入札に参加させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 郵便による入札は、令和3年7月21日（水）12時00分までに必着するよう「書留」で郵送し、「入札書在中」と記入すること。また、郵便による入札については事前に郵送したことを会計隊担当までご連絡下さい。なお、再度入札を実施する場合は別途連絡します。
- (3) 携行品：印鑑等一式
- (4) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わない。また、買受人は当該物品に不具合、隠れた瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。
- (5) 物件の引渡完了の時期については、特別な理由のないかぎり、契約の相手方が代金を納付した日から原則として5日以内とし、契約の相手方が期間内に自己の都合により引渡しを受けなかったときは、期間満了の日をもって引渡しを完了したものとする旨を約定する。
- (6) 入札参加を希望する者は、入札までに13（1）に連絡し、競争参加資格審査結果通知書（写）を提出すること。

1 3 連絡先

- (1) 入札及び契約事項に関する問い合わせ先
〒817-0005 長崎県対馬市厳原町棧原38
陸上自衛隊対馬駐屯地 第436会計隊 契約班 担当：田上
TEL 0920-52-0791（内線347）
FAX 0920-52-0791（内線349）
- (2) 内訳書の内容に関する問い合わせ先
〒817-0005 長崎県対馬市厳原町棧原38
対馬警備隊4科 担当：外間
TEL 0920-52-0791（内線244）